

## 海部構想区域における具体的対応方針について

### 1 経緯

地域医療構想の達成に向けて、都道府県は毎年度、2025 年における具体的対応方針を取りまとめることとされている。

なお、その対象となる津島市民病院、あま市民病院及び厚生連海南病院は担うべき医療機関としての役割及び医療機能ごとの病床数について令和 2 年 8 月の本推進委員会において合意が得られている。 《参照資料 4：参照通知文 7》

### 2 令和 4 年度 具体的対応方針

当該具体的対応方針を、事務局において次のとおり、令和 3 年度の状況に整理のうえ、資料 4 - 2 のとおり取りまとめた（確認した）。

#### (1) 構想区域において担うべき役割\*

直近（令和 4 年 12 月 23 日更新）の愛知県地域保健医療計画別表（以下「別表」という。）の掲載内容により整理

※構想区域において 5 疾病（糖尿病を除く）5 事業等の役割を担っているか否かの判断基準については、原則として別表に掲載される基準に準ずることとされている（平成 30 年度愛知県医療審議会決定）。

#### (2) 医療機能ごとの病床数

令和 3 年度病床機能報告結果における各医療機関の 2025 年の予定病床数により整理

（注）公立・公的医療機関以外の個別の医療機関ごとの具体的対応方針については、構想区域において担うべき役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、今後の事業計画を策定したうえで対応方針を協議することとされている。